

(別添1)

政令第三百五十三号

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）を実施するため、この政令を制定する。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第一条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 教育公務員の範囲（第三条）

第三章 業務（第四条・第五条）

第四章 財務及び会計（第六条―第十一条）

第五章 特定地方独立行政法人における人事管理（第十二条―第十四条）

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十五条・第十六条）

第七章 公立大学法人に関する特例（第十七条―第三十条）

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十一条）

第九章 雑則（第三十二条・第三十三条）

附則

## 第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

### 第二章 教育公務員の範囲

第三条を次のように改める。

第三条 法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

第十四条第一項中「第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項」を「第六条第二号、第七条第二項、第八条第五項」に、「第五条の四第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第二項中「第七条」を「第十三条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第十三条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第二十号中「（平成十八年法律第二百十号）」の下に「第五条第四項及び」を加え、同条第二項中「の規定により」を「において」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条を第三十二条とする。

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

## 第九章 雑則

第十一条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手

四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭

六 専修学校の教員

第十一条を第十七条とし、同条の次に次の十三条及び章名を加える。

(土地の取得等の範囲)

第十八条 法第七十九条の三第一項に規定する政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（第一号及び第二号において「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この章において同じ。）の施設の移転のために行う土地の取得等であつて、当該移転に伴い不用となる財産の処分による収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第七十九条の三第一項に規定する債券をいう。次号及び第三号において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの

二 次に掲げる土地の取得等であつて、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの

イ 学生の寄宿舎、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等

ロ 公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 公立大学法人が設置する大学に附属して設置される獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条

第二項に規定する診療施設の用に供するために行う土地の取得等

三 前二号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金  
の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度  
、設立団体から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の  
全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する  
方法により当該土地の全てを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利な土地の取得  
の基準として総務省令で定める基準に適合するもの

（借換えの対象となる長期借入金又は債券の範囲等）

第十九条 法第七十九条の三第二項本文に規定する政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規  
定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定により設立団体以  
外の者からした長期借入金又は発行した債券を含む。次項において「既往の長期借入金等」という。）  
とする。

2 法第七十九条の三第二項ただし書に規定する政令で定める期間は、次条に規定する総務省令で定める

期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

(長期借入金又は債券の償還期間)

第二十条 法第七十九条の三第一項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の用途に応じて総務省令で定める期間を超えてはならない。

(公立大学法人債券の形式)

第二十一条 法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による債券(以下この章において「公立大学法人債券」という。)は、無記名利札付きとする。

(公立大学法人債券の発行の方法)

第二十二条 公立大学法人債券の発行は、募集の方法による。

(公立大学法人債券申込証)

第二十三条 公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証(以下この条及び第二十五条において「公立大学法人債券申込証」という。)にその引き受けようとする公立大学法人

債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この章において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公立大学法人債券（次条第二項において「振替公立大学法人債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公立大学法人債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公立大学法人債券申込証に記載しなければならない。

3 公立大学法人債券申込証は、公立大学法人債券の募集をしようとする公立大学法人が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公立大学法人債券の名称
- 二 公立大学法人債券の総額
- 三 各公立大学法人債券の金額
- 四 公立大学法人債券の利率
- 五 公立大学法人債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 公立大学法人債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 応募額が公立大学法人債券の総額を超える場合の措置

十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(公立大学法人債券の引受け)

第二十四条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が公立大学法人債券を引き受ける場合又は公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社が自ら公立大学法人債券を引き受ける場合には、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替公立大学法人債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替公立大学法人債券の募集をした公立大学法人に示さなければならない。

(公立大学法人債券の成立の特則)

第二十五条 公立大学法人債券の応募総額が公立大学法人債券の総額に達しないときでも公立大学法人債券を成立させる旨を公立大学法人債券申込証に記載したときは、その応募総額をもって公立大学法人債券の総額とする。

(公立大学法人債券に係る払込み)

第二十六条 公立大学法人債券の募集が完了したときは、当該公立大学法人債券の募集をした公立大学法人は、遅滞なく、各公立大学法人債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第二十七条 公立大学法人は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、公立大学法人債券について社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第二十三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公立大学法人の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(公立大学法人債券原簿)

第二十八条 公立大学法人は、公立大学法人債券を発行したときは、主たる事務所に公立大学法人債券の

原簿（次項において「公立大学法人債券原簿」という。）を備え置かなければならない。

2 公立大学法人債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公立大学法人債券の発行の年月日

二 公立大学法人債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）

三 第二十三条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合における公立大学法人債券の償還）

第二十九条 公立大学法人債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する

金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公立大学法人は、これに  
応じなければならない。

（設立団体の規則への委任）

第三十条 第十八条から前条までに定めるもののほか、法第七十九条の三第一項若しくは第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は公立大学法人債券に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

#### 第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例

第十条を第十六条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第七章 公立大学法人に関する特例

第九条を第十五条とし、第八条を第十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置

第七条を第十三条とする。

第六条各号列記以外の部分及び同条第一号を次のように改める。

法第五十三条第二項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げるいずれかの職に該当することとする。

一 特定地方独立行政法人（法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次号及び第三号

において同じ。)の役員を職制上直接に補佐する職

第六条を第十二条とし、第五条の六を第十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第五章 特定地方独立行政法人における人事管理

第五条の五中「第五条の二第一項若しくは第五条の三第一項」を「第七条第一項若しくは第八条第一項」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条の表法第四十二条の二第一項の認可をした場合の項第二号中「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、同表法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合の項第二号中「第五条の四第三項」を「前条第三項」に改め、同表法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合の項第二号中「第五条の四第四項」を「前条第四項」に改め、同表第五条の二第一項の申請書の提出があつた場合の項中「第五条の二第一項」を「第七条第一項」に改め、同表第五条の三第一項の申請書の提出があつた場合の項中「第五条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第五条の三第四項の通知をした場合の項中「第五条の三第四項の通知をした場合」を「第八条第四項の通知をした場合」に改め、同項第一号中「第五条の三第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第二号中「第五条の三第四項」を「第八条第四項」に改め、同項第三号中「第五条の三第五項」を「第八条第五項

」に改め、同項第四号中「第五条の四第二項」を「前条第二項」に改め、第五条の五を第十条とする。

第五条の四第一項、第三項及び第四項中「においては」を「には」に改め、同条を第九条とする。

第五条の三第五項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「においては」を「には」に改め、同条を第八条とする。

第五条の二第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第四章 財務及び会計

第三条の次に次の章名及び一条を加える。

#### 第三章 業務

(出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技

術移転事業とする。

(教育公務員特例法施行令の一部改正)

第二条 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「公立の」を「公立学校(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。)(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次条第三項第五号において「公立大学法人」という。)(設置する」に、( )又は」を含む。次条第一項及び附則第二項第二号において同じ。 )又は」に改める。

第三条第一項中「公立の学校」を「公立学校」に改め、同条第三項第五号中「国立大学法人」の下に「若しくは公立大学法人」を加える。

第九条第一項中「(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次条第一項において同じ。 )」を削る。

第十条第二項中「公立の高等学校」を「高等学校」に改め、「及び特別支援学校」の下に「(いずれも公立学校であるものに限る。 )」を加え、「公立の特別支援学校」を「特別支援学校(公立学校であるものに限る。 )」に改める。

附則第二項第二号中「公立の学校」を「公立学校」に改める。

(学校教育法施行令の一部改正)

第三条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「市町村」の下に「(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。)」を加える。

第二十五条中「は、当該市町村」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人」に改める。

第二十六条第一項中「は、当該市町村の」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の」に、「市町村及び」を「市町村又は」に、「市町村長及び」を「市町村長又は」に改め、「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))」を削り、同条第二項中「は、当該市町村」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町

村又は公立大学法人」に改め、同条第三項中「市町村」の下に「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人」を加え、「が当該都道府県」を「又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長が当該都道府県又は公立大学法人」に改める。

第二十七条中「の設置する特別支援学校の高等部又は」を「若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は」に、「は、当該市町村の」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の」に改める。

第二十九条中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「高等専門学校」を「学校」に改める。

第三十一条中「大学又は高等専門学校」を「学校」に改める。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正)

第四条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令(昭和二十八年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「それぞれ、都道府県」の下に「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）を、「八十万円、市町村」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

（学校給食法施行令の一部改正）

第五条 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び都道府県」を「並びに都道府県及び都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「の学校」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する学校を含む。）」を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）

の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「公立学校施設に」を「公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。）の施設に」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第七条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「学長」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該公立大学法人の理事長」を加える。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第八条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「同じ。」の下に「並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。）が設置する学校」を加える。

第十九条の見出し中「地方公共団体又は国」を「地方公共団体等」に改め、同条第二項中「又は独立行政法人国立高等専門学校機構」を「独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第九条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「学長」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の第二項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該公立大学法人の理事長」を加える。

（統計法施行令の一部改正）

第十条 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の項第三欄第一号中「及び」を「の学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。）又は」に改める。

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。）」を加える。

第四条第一項第一号中「（平成十五年法律第百十八号）」を削る。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「地方公共団体以外」を「公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた公立大学法人の設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、地方公共団体及び公立大学法人以外」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

##### （租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の七第三項中「第四條第三号」を「第五條第三号」に改める。

第二十五條の十七第五項中「第四條第一号」を「第五條第一号」に改める。

第二十五條の十七の二及び第三十九條の四第四項中「第四條第三号」を「第五條第三号」に改める。

第四十條の三第一号の三中「第四條第一号」を「第五條第一号」に改める。

##### （所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条第一号の二

二 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条第一号の二

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第三条の表中「理事長」を「学校法人の理事長」に改める。